

陳 述 書

川崎市川崎小川町●●●●●●●●●●

小 川 光 郎

2009年5月11日

東京地方裁判所第42民事部 御中

1 私は1986年4月弁護士登録し、川崎市所在の法律事務所で業務を開始し、1991年5月から住所地を事務所として活動する弁護士です。

私は当番弁護士の通知を受け、2007年6月27日に川崎簡易裁判所で勾留裁判のために押送された被疑者と接見するため午前11時すぎから同裁判所に接見を申入れ、拒否され本件国家賠償訴訟を提起しています。

本件の事実経過については、2007年6月29日の日弁連接見交通権確立実行委員会全大会に提出した接見妨害事例報告書（甲2号証の1ー以下報告書といいます）に記載したとおりです。

以下、同報告書について若干の補足と訂正をします。

2 これまで勾留質問や勾留理由開示公判のため横浜地裁川崎支部・川崎簡易裁判所（以下裁判所といいます）に押送されてきた被疑者に対して接見申入れをして接見を拒否されることはありませんでした。

最近では報告書に記載したように2006年3月9日勾留質問に押送された業務上過失致死事件の被疑者のDさんに裁判所の仮監獄の接見室で接見しています。この件は裁判官に面会もし、勾留請求は却下になっています。また直ちに特定できる事例としては、2001年2月22日強盗殺人被疑事件の被疑者Tさんの勾留質問と3月1日の勾留理由開示公判の際に接見しています。この勾留はTさんの第2勾留でしたが、第1勾留の窃盗事件の勾留理由開示公判と第3勾留の有印私文書偽

造・同行使・詐欺被疑事件の勾留理由開示公判（4月6日）の際にも接見しています。これらの接見は原告準備書面（1）11頁に述べたように、勾留質問室もしくは窓のない第13調停室などで行っています。当然のことですが、Tさんの件での裁判所での接見申し入れはすべて認められています。

Tさん以前も、勾留質問などで押送された被疑者との接見を、接見場所として勾留質問室や仮監獄の接見室などを使って裁判所は認めてきました。接見申し入れをして拒否された例はありません。ただ訴状（4頁）にも記載したとおり、15年ぐらい前、勾留請求が却下になった事件で、接見を申し入れたが接見できなかった事例が1件ありました。報告書には「今まで接見を申し入れて拒否されたことはない」と述べましたが、その後思い出しましたのでこの点は訂正します。しかしこの1件を除いてこれまで裁判所で接見申し入れをして拒否された事例はありません。

3 被告は報告書記載の事実のうち、原告が裁判所に赴き、青木書記官に再度直接接見を申し入れた際、青木書記官が「3人目の勾留質問をやっているようなこともいっていた」という事実を否定し、青木書記官もその陳述書で否定しています。しかし青木書記官の言葉を当時私はそのように理解しました。青木書記官の対応は私の説得にも終始言い訳的な対応でした。身柄の押送などについての明確な状況説明もなく、言葉さえもはっきりせず、報告書に「3人目の勾留質問をやっているようなこともいっていた」と述べているように、青木書記官のごまかしのよう状況説明の言葉が私にはそのように聞こえました。青木書記官がそんなことはしていない、というなら、彼は本当は何と言ったのでしょうか。

また午後5時8分頃に青木書記官から事務所にいた私に電話があった時のことも、青木書記官が「勾留質問は終了し、身柄は5時少し前に帰った」と述べたことを否認し、青木書記官も陳述書で否定しています。しかし報告書のこの記述は私が青木書記官から電話で聞いたそのままを述べています。どういう趣旨で青木書記官がこのように言ったのかは知りませんが、被告が主張するように身柄が午後3時50分に検察庁に既に帰っていたというなら、事務所で待機していることを伝えてい

た私に対して5時過ぎまで連絡してこないというのは不誠実な話だと思います。また青木書記官は身柄がいつ帰ったかの説明さえ私に説明していないこととなります。青木書記官の言動はごまかしだったとしか私には思われません。

報告書（甲2号証の1）は本件直後のメモに基づき、翌日28日には作成し、翌日の全体会のため日弁連接見交通権確立実行委員会にファックスで提出しています。本件直後の記憶に基づきできるだけ正確に記述しています。

本件での接見申し入れに対する裁判所の対応は当初から極めて不誠実で、裁判官の面会さえ拒絶したように、そもそも私の接見申し入れにまじめに対応しようとする姿勢は見受けられませんでした。私の本件での青木書記官らとのやり取りの記述に事実と齟齬する部分があるとすれば、山本裁判官や青木書記官の対応や説明が極めて不誠実、不十分だったからにはほかなりません。

4 被告は私の接見申し入れについて勾留質問後でもかまわないと言っていたことを否認し、青木書記官の陳述書も否定しています。

憲法34条の弁護権の趣旨、勾留の裁判が最低限公平に行われるために、被疑者の勾留質問前の接見が重要な意義をもつことは明らかで、勾留質問前に接見させるように求めるのは当然だと思います。しかし勾留質問前にはどうしても困難があるというなら、接見することが重要ですから、裁判所にも配慮して、勾留質問後でも構わないとも私は当然申し入れています。勾留質問後でも裁判所に身柄がいる間に接見するのは弁護権の保障に基づく接見交通権ができるだけ速やかな接見を必要とする当然の要請です。本件は初回接見ですからなおさらです。裁判所にまだ身柄がいる場合なら勾留質問の状況がその直後に把握でき、対応も可能なはずですし、準抗告も速やかに行えるはずです。裁判所構内に身柄がいるうちに接見できず身柄が裁判所から帰ってしまえば手遅れです。規則30条が裁判所構内での接見の全面拒否を否定し、逃亡、罪障の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐために必要があるときに限って、日時・場所・時間の指定できるとしていることから、勾留質問前後の速やかな構内接見は保障されています。

従前の裁判所での勾留質問時の接見でも勾留質問後に行ったケースもありました。被告も「勾留質問前における接見が不可能な場合には勾留質問後であっても接見したい旨の意思を有していたこと自体は争わない」（被告準備書面（1）2頁）と主張していますが、勾留質問後の接見でも構わないと考えているのにそれを青木書記官に伝えないことはあり得ません。実際私は勾留質問後でもいい旨はつきり繰り返し青木書記官に伝えています。

青木書記官の対応は前述のように言語も不明瞭で要領を得ず不誠実極まりないというほかありません。青木書記官は私の接見申し入れの内容が「当然勾留質問の前だと思っていました」と述べていますが（乙5号証2頁4）、私の申し入れの内容もろくにちゃんと聞いていなかったのか、忘れてしまったことが明らかです。

また、通常、弁護士から「勾留質問前」の接見申し入れをした場合で、どうしても時間的に無理がある場合には、裁判所の方から自主的に「勾留質問後」にしてもらえないかとの申し出があるのが一般的な運用です。被告も認めるように私はいつでも接見できるように裁判所や裁判所まで徒歩で12～3分もあれば十分到着できる事務所で待機していたのです。

むしろ勾留質問後の接見でもよいか打診もしなかったのは、裁判官も書記官も接見をさせることをいささかも考慮していなかったからにほかなりません。

5 被告の主張から裁判官が私の接見申し入れに対して構内接見を具体的に考慮した事実がないことが明らかになりました。裁判官は青木書記官が私から過去の構内接見の事例を聞いて拘置所と調整しようとしたことまであえて中止させ、面会申し入れも拒否し、規則30条の日時・場所・時間の指定さえ行わず、構内接見を全面拒否しました。

更に青木書記官の陳述書によって、裁判官は構内接見を認める意思が全くなかったことがはっきりしました。「身柄は勾留質問のために連れて来るのであって、接見のためではないという趣旨」の発言（乙5号証4頁13）は裁判官が接見させることを具体的には一切考慮していなかった事実を端的に物語っています。また私が書

記官室の前で接見の返事を待っている間、書記官室の中で「そんなことを認めたら弁護士がどんどん（被疑者に）会いに来るようになる」「そんなこと（接見）のために身柄を連れてきているんじゃない」などと山本裁判官が大声で言っていたことを聞いた事実を裏付けています。接見交通権の止まるところを知らない軽視は明らかで、被告が主張する「接見交通権の重要性」というのも単なる言葉だけに過ぎないことが明白です。山本裁判官の接見拒否は、弁護士が構内接見を求めることを防止するという濫用的意図さえうかがわれます。

山本裁判官は憲法34条の弁護権に由来する接見交通権の重要性も知らず、刑訴法39条1項で構内接見を認めなければならず、規則30条で被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要ある場合に、日時、場所及び時間の指定の限度で制限が許されることを知らなかったのでしょうか。山本裁判官がその付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したことは明白です。また、それを知っていて殊更に接見を禁止したのであれば憲法に由来する接見交通権に対する侵害の意図は明白で、一層悪質です。

6 勾留質問時の接見は身柄の押送がいつになるか、勾留請求がいつになるかなど、弁護人ないし弁護人となろうとするもの（以下弁護人らと言います）としては、事前に不確定要素が大きく、それだけに接見の申し入れから接見まで、時間や場所に長時間拘束されます。事務所で待機するからいいというものではないことは当然です。しかし、そのような裁判所構内での接見交通権を行使するのは裁判所構内の接見の憲法的意義からして私たちの重要な任務です。

私が午前11時すぎに接見を申し入れて以降、裁判所は私を無意味に拘束して、この重要な職責を妨害しました。私は横浜地検川崎支部・横浜区検に身柄が押送されていることを確認して、勾留請求がなされ裁判所に身柄が押送されることを想定して、裁判所に押送されたAさんとの接見を申し入れてから、事務所で待機していました。裁判所に接見を申し入れるとともに事務所で待機していることも伝えました。午後1時半頃の青木書記官からの連絡以来連絡がないので、接見を迅速に行う

ため、午後2時40分には裁判所まで赴き要求を重ねました。裁判所は当然憲法や刑訴法を順守して接見させると考えていました。それ以前の経験からも裁判所が弁護人らの接見を拒否するとは思っていませんでした。裁判所では接見させる返事を得られず埒が明かないので、接見の返事を待つため事務所に戻って待機しました。接見の返事を待つため事務所で待機することは当然裁判所に伝えました。私は事務所で接見させる旨の連絡を待っていました。

被告の主張によれば被疑者は午後3時50分頃には検察庁に到着し、裁判所の構内接見は不可能になっているのに、裁判所は5時8分に電話するまでその事実さえ私に知らせずに、無駄な待機＝拘束を続けさせました。憲法に由来する弁護士の命ともいえる重要な使命・職務をこのように妨害され、被害感情は甚大です。

本件の接見妨害によって、初回接見が勾留質問前後までにできず、また本来通知（横浜弁護士会から私の事務所にファックスで26日午後2時44分）があつてから24時間以内の接見を要請される当番弁護士としての接見も大幅に遅くなりました。これらの点でも権利侵害性の程度は大きいと思います。

勾留質問の際の接見や速やかな初回接見などは憲法34条に由来する接見交通権（刑訴法39条1項）の重要性から極めて強く要請され、規則30条も構内接見の全面禁止は許していません。かかる憲法的重要性をもつ接見交通権の意義を裁判官が知らず、またはことさら無視して、ないし濫用的意思をもって接見を妨害し、私は憲法的意義ある重要な職務を妨害されました。極めて重大な弁護権や接見交通権、業務を妨害された甚大な精神的損失ないし苦痛など、その損害は極めて重大です。

また山本裁判官の行動や言動から今後もかかる接見妨害が繰り返されないとはいいきれません。憲法34条及びそれに由来する接見交通権の侵害を防止し、憲法的秩序を回復するためにも、また再発を防止するためにも、被告に責任を取ってもらわなければなりません。